

I 沿革

1. 平城京の東西市

都城と市 平城京西市は東市とともに都城内に設けられた官営の市場であり、奈良時代における流通の中枢であった。中国では古く「面朝后市」(『周礼』考工記)の言葉が知られ、歴代の都城に市が設けられて、皇帝はその膝下に流通を掌握していた。⁽¹⁾日本においては、都城成立以前に交通の要衝に市が立ち、にぎわったことが海石榴市・軽市(『日本書紀』)等から知られる。都城制にともなう市として明確に知られるのは、「中市」「市塵」⁽¹⁾「南門」の記録を残す藤原京の市が初めとなろう。藤原宮出土の木簡にも「□於市□遣糸九十斤蝮王 猪使門」⁽²⁾と記すものがみられた。また大宝令では東西市司が置かれたと考えられ、『扶桑略記』『帝王編年記』には大宝3年(703)に「是歳東西市を立つ」「始めて東西市を立つ」とするが、今のところ藤原京の市の遺構面での実態は明らかになっていない。

養老令の市規定 平城京の東西市については、市に関する養老令の規定(『令義解』)をみよう。関市令には、市は正午に集い日没前に解散すること(市恒条)、肆ごとに商品名の標示を立て、また市司は物価を記録すること(每肆立標条)、市では男女座を別つこと(在市条)、そして官の物品購入以外はすべて市で交易し時価に従うべきこと(除官市買条)などを定める。また死刑を市で決すること(獄令決大辟条)、皇親・五位以上が自らの帳内・資人・家人・奴婢等を遣して市肆⁽³⁾を設け商売してはならないこと(雑令皇親条)も令文にみえる。そして市の管理統制にあたる官司として、東西市司が置かれたことはいままでのない(職員令東市司条)。

延喜式の市規定 さらに平安京時代の史料となるが、『延喜式』(東市司式)には平安京の東西市で扱った品目を東市51塵・西市33塵と列挙するほか、市司が毎月の沽価帳・毎年の市人籍帳を進めること、官人・使が市の樓前にそろって罪人を罰すること、毎月十五日以前は東市、十六日以降は西市に集うこと、などの条文がある。もっともこのうち最後の点は正倉院文書(天平7年11月20日左京職符〔『大日本古文書』1巻632頁〕等)をみると東西市とも月の前・後半に分かれず機能しており、奈良時代まではさかのぼらない。

市の機能と実態 次に、市の機能に即しつつ平城京東西市の史的な実態をみよう。まず流通の拠点としての経済的機能を交易のあり方からみると、(1)京職等の官司の必要に応じて市司が物品を購入して進送するという例がある(前掲左京職符等)。平城宮から出土した天平末年の「西市司交易錢」木簡⁽⁴⁾(fig.25)は、市司に置かれたこうした交易用の銭の存在を示すものと思われる、他方市司は出挙錢も行なっていたことが知られる。⁽⁵⁾また(2)造東大寺司は配下に東市庄・西

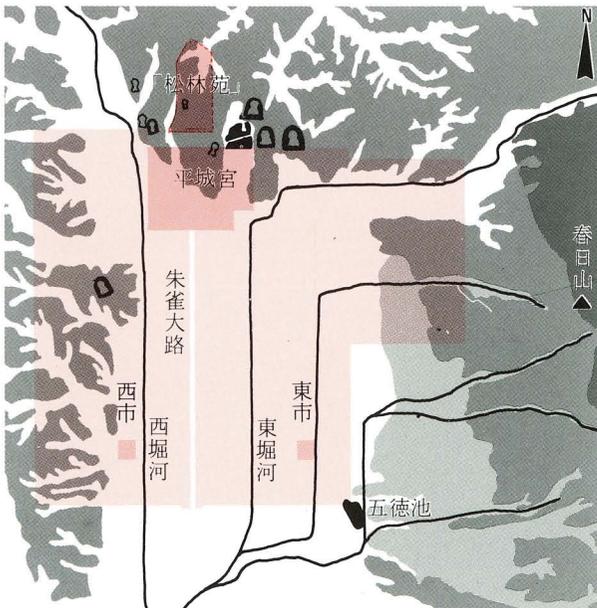
1. 岸俊男「日本の宮都と中国の都城」(『都城』所収)。
2. 『日本書紀』持統3年(689)11月丙戌条、『続日本紀』慶雲2年(705)6月丙子条。
3. 奈良国立文化財研究所『藤原宮木簡一』2号木簡。
4. 同『平城宮木簡一』487・488・489号木簡。
5. 天平7年某月9日左京職符(『大日本古文書』1—641)。

交易の相
諸

市庄をもち、各二人の領が恒常的に物資の調達にあっていた。彼らの活発な活動は正倉院文書の各所にみえ、さらにその活動の拠点として、東市西辺に相模国の調邸の地を購入し、倉庫をとまなう庄地を確保している。(3)そこに表われた相模国の調邸は、調庸等貢進物の京における集積地としての機能とともに、市での交易を通して不足品を補い代物を交換する役割をも果たしたと思われ、諸国も東西市において経済活動を行なったことが知られる。市の周辺にはこうした中央・地方諸官司の施設が集まっていたであろう。そして官司だけでなく、(4)官人達も東西市で交易を行なったことは前述雑令皇親条からもうかがえる。また(5)賤人が東市の東門から入って経巻を売り、西門から出ていったという説話が『日本霊異記』（中巻第19）にあり、平城京に生活した人々も市で交易したことがわかる。『万葉集』の「西の市にただ独り出でて眼並はず買ひてし絹の商じこりかも」（巻7-1264）という歌は、西市へ一人で行って買った絹は買いそこないであったことよという意であるが、市のもつ活気ある雰囲気が間接にうかがえよう。

市の第二の機能として刑罰の執行の場になった(獄令決大辟条)のは、こうした人々の集う場としての性格に由来しよう。また、市には「市辺に餓人多し」「東西市頭に乞丐者衆し」というように、⁽⁶⁾困窮の民が集中したことも見逃せない。市と市人が都城において政治的にも重要な位置を占めたことは、8世紀半ばの政情不安定な時期に相ついで遷都の場面で、市・市人の動向が一つの焦点となったことにもうかがえるであろう。⁽⁷⁾

市の景観 ここで、市の具体的な景観を考えよう。市の四周には垣がめぐり、これを越えることは禁じられている（衛禁律越垣及城条）。垣には門が開いており、先述の霊異記の話から東門・西門の存在が知られる。市中には「市塵」^{してん}「肆」^{いちくら}と呼ぶ店舗が建ち並び、各々商品名の標



6. 『統日本紀』天平宝字3年（759）5月甲戌条・天平宝字8年（764）3月己未条。
7. 『統日本紀』天平13年（741）8月丙午条・天平16年（744）閏正月戊辰条・天平17年（745）5月丁卯条。特に天平16年には恭仁と難波のどちらに都するかを市人らに下問している。また延暦5年（786）5月辛卯条の長岡京遷都の際も「左右京及び東京市人」に物を賜わっている。

fig. 3 平城京の地形と運河

市地の水田化を示を立てている。ここには万葉歌に「東の市の植木」(巻3-310)と歌われた街路樹もあったであろう。また市内には市司の「院」があり、その囲いにも門があった。『延喜式』によると市司の南門の内側には南庭と称する広場があり、南庭には樓が建ち、刑の執行の場となっている。市の周辺には諸官司の倉庫等の建物群がとりまき、近接した堀河にも運送に関わる施設があったはずである。しかし、こうした市も長岡京への遷都後姿を消してゆくことになる。東市の近くにはつづいて辰市が立ち、平安後期には『枕草子』に「たつの市」(第14段)とみえる程にぎわうものの、東市・西市の地はやがて水田化していったようである⁽⁸⁾。

2. 平城京東西市の比定

東西市左右京八条二坊説 平城京東西市の地をどこに求めるかについては、従来平城京の研究とともに諸説が呈示されてきた (tab.1)。関野貞氏は、辰市村大字杏字辰市と郡山町大字九条字市田の両字名から、東西市を各々左京・右京の八条(二坊)に推定した。つづいて西村真次氏は、辰市の地を字宮東・宮北・宮西の中心に限定し、「平城京市指図」(知恩院所蔵写経所紙筆授受日記紙背、fig.5)とあわせて条坊の検討から、東市を左京八条二坊五〜七・十〜十二坪とし、西市はそれと対称の字市田を含む右京八条二坊五〜七・十〜十二坪の地と考定した。しかし、福山敏男氏は東大寺の市庄地に関する一連の薬師院文書を理解することにより東市が左京八条三坊にあったことを明らかにし、その五〜七・十〜十二坪に東市を比定して、西市はその対称地右京八条三坊に推定した。だがこのうち西市については、田村吉永氏・高柳光壽氏は右京八条三坊では丘陵地に入ること (fig.6)、その一坊東ならば小字市田も存

8. 10世紀後半の東大寺寺領田畠中には「西市地」「東市地」がみえる(『東大寺要録』巻6封戸水田章第8所引湛照僧部分付帳)が、12世紀末・14世紀後半の東市地内の田畠売券では、既に市についての記載はみられない(東大寺文書未成巻文書建久元年10月晦日沙弥西因畠地売券〔第3部第5-315号〕、東大寺文書応安4年卯月5日沙弥明覚宗岡田地売券・同年卯月14日沙弥明覚田地売券〔『大日本古文書 家わけ第18 東大寺文書』8-691号・6-118号〕)。
9. 文書を一括してとらえると、市庄地(相模国調邸の地)は東市西辺にあり、かつ左京八条三坊に存在したことが知られる(『大日本古文書』4-58・83・109・114)。

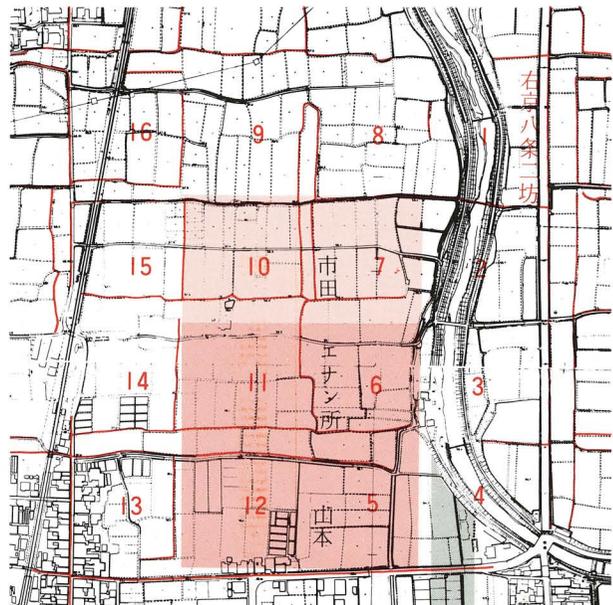
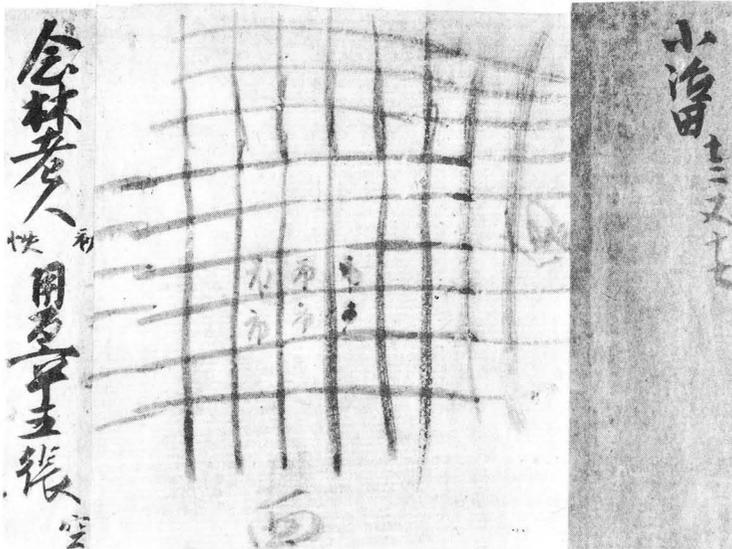


fig.4 西市推定地周辺の条坊痕跡

西市右京八条二坊説 在し、平城京の西堀河である秋篠川にも接することから、右京八条二坊五～七・十～十二坪と比定を改めた。この説に対して大井重二郎氏は平城京の都市計画としての左右対称性を重視し、西市をあくまで右京八条三坊に求めている。さて、以上の諸説はいずれも「平城京市指図」によって市域を東西二坪・南北三坪の計六坪と考えたのであるが、今泉隆雄氏は岸俊男氏らとともに同図の原本を調査し、6個所の「市」の記載のうち南2個所は墨抹されていることを明らかにした。すなわち、同氏によると東市は左京八条三坊五・六・十一・十二坪、西市は右京八条二坊五・六・十一・十二坪の各四坪となり、市域は正方形になる。岸俊男氏は、さらに藤原京から平安京に至る方形の市域の継承関係や、靈異記の東門・西門の記載が四坪説に符合することを指摘している。こうして今日では、市域を四坪として東市を左京八条三坊五・六・十一・十二坪、西市を右京八条二坊五・六・十一・十二坪に比定する説が有力になりつつある。ただ西市に関しては、先の大井氏のように右京八条三坊に推定する見解があり、また後述のように四坪推定地の中央に東西に連なる堀河らしき痕跡が認められること、「市田」の字名（右京八条二坊二・七・十・十五坪の地）や「字一太^{いちだ}」の記録（同十五坪、奈良県立橿原考古学研究所編『大和国条里復原図』）が推定地の北に外れることなど、なお問題も残されている。これらの問題をふくめ、市地比定問題の解決には今後の発掘調査の進展が待たれるのである。

3. 西市跡の現状

西市が比定される平城京右京八条二坊五・六・十一・十二坪の地は、奈良県大和郡山市九条町の山本（四・五・十二・十三坪）・エナン所（三・六・十一・十四坪）にあたり、市田の



知恩院所蔵の「写経所紙筆授受日記」の紙背に描かれた「平城京市指図」。文書の接続と紙背から、本図の年代は天平初年～天平感宝元年（749）の間と考えられる。「市」の記載が6箇所にみえ、市域は6坪と推定されてきたが、原本の調査によって南2箇所の「市」は消されていることがわかり、市域は4坪と考えられるようになった。

fig. 5 平城京市指図

堀河の痕跡 南に接している (fig. 4)。この地は奈良盆地西縁を南流する秋篠川＝平城京西堀河に西接し、すぐ西には西ノ京丘陵を背にする。市域内を細かくみると、字エナン所の南辺に東西に幅25m程の細長い地割が一行に連なっていることが注目される。ここは周囲より一段低い水田 (一部養魚池) であり、その南沿には東の秋篠川へ向かって流れる水路が現在も存在し、方位が条坊と合うことから、平城京堀河の痕跡である可能性が認められる。

土地利用状況 この西市市域は、明治18年 (1885) 測量の陸地測量部仮製2万分の1地形図をみると全域が水田であり、同じく明治41年 (1908) 地形図でも一部が果園となっているが人家はみられない。昭和37年 (1962) の空中写真による奈良国立文化財研究所1,000分の1地形図では、十二坪南端の一部に民家が数軒建っているが、他は水田のままであり、そのうち1割程が養魚池に変わっている。今回の調査前の土地利用状況はその時とほぼ同じであり、五坪の地に4階建建物が一棟建った他は木造家屋の新築が1・2みられるのみで、水田の養魚池化が進んではいないが、養魚池は水田の床土の上に造成されるのでさほど大きな土地改造とはなっていない。開発の進んだ平城京城の中でも、西市跡は市域の大半が水田・養魚池として残された稀少な地であるといえよう。なお大和郡山市の都市計画によると、西市推定地のうち六・十一坪の部分は市街化調整区域とされたが、南の五・十二坪の部分は住居地域として開発規則の対象からは外されている (『大和郡山市全図都市計画一般図』1978年)。この地は近鉄橿原線九条駅そばの交通至便な地であり、保存のための適切な措置がない限り、西市跡は今後急速に都市化の波をかぶることになると思われる。

tab.1 平城京東西市の比定をめぐる諸説

	氏名	東市の比定	西市の比定	市域 (東西×南北)	典拠
①	関野 貞	左京8条(2坊)辰市村大字杏字辰市	右京8条(2坊)郡山町大字九条字市田	6町 (2町×3町)	『平城京及大内裏考』1907
②	魚澄惣五郎	左京8条	右京8条	6町 (2町×3町)	『正倉院文書に見ゆる平城京東西市に就て』(『寧楽』12号)1929 (『古社寺の研究』1931所収)
③	西村 真次	左京8条2坊 5～7・10～12坪	右京8条2坊 5～7・10～12坪	6町 (2町×3町)	『日本古代経済交換篇第二冊市場』1933
④	福山 敏男	左京8条3坊 5～7・10～12坪	右京8条3坊	6町 (2町×3町)	『日本建築史の研究』1943
⑤	田村 吉永	左京8条3坊 5～7・10～12坪	右京8条2坊 5～7・10～12坪	6坪 (2坪×3坪)	『平城京の西堀河と西市』(『大和志』10-9)1943
⑥	高柳 光壽	左京8条3坊 5～7・10～12坪	右京8条2坊 5～7・10～12坪	6町 (2坪×3坪)	『東大寺薬師院文書の研究』(『日本歴史』101・102)1956
⑦	大井重二郎	左京8条3坊 5～7・10～12坪	右京8条3坊 5～7・10～12坪	6坪 (2坪×3坪)	『平城京の東西市』(『続日本紀研究』6-5・6)1959 (『平城京と条坊制度の研究』1966所収)
⑧	今泉 隆雄	左京8条3坊 5・6・11・12坪	右京8条2坊 5・6・11・12坪	4坪 (2坪×2坪)	『所謂『平城京市指図』について』(『史林』59-2)1976
⑨	岸 俊男	左京8条3坊 5・6・11・12坪	右京8条2坊 5・6・11・12坪	4坪 (2坪×2坪)	『日本の宮都と中国の都城』(『都城』)1976
⑩	奥野 中彦	—————	—————	4坪 (2坪×2坪)	『平城京図』(『日本荘園絵図集成』下)1977

